

京都市訓令甲第 4 号

庁 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和8年1月28日

京都市長 松 井 孝 治

別表第2人事担当局長の項第3号中「(行財政局長を除く。)」を削る。

別表第2保健福祉部長の項第1号中「いう。」の右に「市民総合窓口室の所管に属する事務（国民健康保険法、国民年金法、高齢者の医療の確保に関する法律、年金生活者支援給付金の支給に関する法律又は重度障害老人健康管理費制度による事務に限る。）及び」を、「保健福祉センター健康福祉部」の右に「の所管に属する事務」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)